

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
--	-------------	--------

（家賃の算定方法）

第二条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項本文の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第八条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

二 当該公営住宅（その公営住宅が共同住宅である場合にあつては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を六十五平方メートルで除した数値

三・四 （略）

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入居者の収入	額
十万四千円以下の場合	三万四千四百円

（家賃の算定方法）

第二条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する標準地の同法第六条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

二 当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）を七十平方メートルで除した数値

三・四 （略）

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
十二万三千円以下の場合	三万七千二百円

十万四千円を超える十二万三千円以下の場合	三万九千七百円
十二万三千円を超える十三万九千円以下の場合	四万五千四百円
十三万九千円を超える十五万八千円以下の場合	五万二千二百円
十五万八千円を超える十八万六千円以下の場合	五万八千五百円
十八万六千円を超える二十一万四千円以下の場合	六万七千五百円

(入居者資格)

第六条 (略)

254 (略)

5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円 (当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円)

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額

十二万三千円を超える十五万三千円以下の場合	四万五千円
十五万三千円を超える十七万八千円以下の場合	五万三千二百円
十七万八千円を超える二十万円以下の場合	六万四百円
二十万円を超える二十三万八千円以下の場合	七万九百円
二十三万八千円を超える二十六万八千円以下の場合	八万四百円

(入居者資格)

第六条 (略)

254 (略)

5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額とする。

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十六万八千円

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十六万八千円 (当該災害発生の日から三年を経過した後は、二十万円)

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 二十万円

(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、法第二十三条第二号イ又はロに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号イ又はロに規定する事業主体が条例で定める金額と、同号ハに掲げる場合にあつては二十万円とする。

二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合	同号ロに定める金額
三 法第二十二条第二号ハに掲げる場合	第六条第五項第三号に定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

		入居者の収入			
		十五万八千円を超える十八万六千円を超える十九万九千円を超える二十万一千円を超える二十万六千円を超える二十万九千円を超える二十万九千円以下の場合	二十万一千円を超える二十万六千円を超える二十万九千円を超える二十万九千円以下の場合	二十一万九千円を超える二十二万一千円を超える二十二万九千円を超える二十三万一千円を超える二十三万九千円を超える二十三万九千円以下の場合	二十五万九千円を超える二十六万一千円を超える二十六万九千円を超える二十七万一千円を超える二十七万九千円を超える二十八万一千円を超える二十八万九千円を超える二十九万一千円を超える三十万一千円を超える三十万九千円を超える三十万九千円以下の場合
年 度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六千円以下	合	万四千円以下	四千円を超える五万九千円以下の場合	九千円を超える超える場合	二十九万一千円を超える三十万九千円を超える三十万九千円以下の場合
え十八万六千円以	合	え二十一万四千円以下	超え二十万五千九千円以下の場合	超える場合	三十一万一千円を超える三十二万九千円を超える三十三万一千円を超える三十四万一千円を超える三十五万一千円を超える三十六万一千円を超える三十七万一千円を超える三十八万一千円を超える三十九万一千円を超える四十万一千円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(法第二十九条第一項に規定する収入の基準)

第九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円とする。

2 入居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

		入居者の収入				
		二十万円を超える二十三万円を超える二十六万円を超える二十九万円を超える三十万円を超える三十二万円を超える三十五万円を超える三十八万円を超える四十万円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合	二十三万円を超える二十六万円を超える二十九万円を超える三十万円を超える三十二万円を超える三十五万円を超える三十八万円を超える四十万円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合	二十六万円を超える二十九万円を超える三十万円を超える三十二万円を超える三十五万円を超える三十八万円を超える四十万円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合	二十九万円を超える三十二万円を超える三十五万円を超える三十八万円を超える四十万円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合	三十二万円を超える三十五万円を超える三十八万円を超える四十万円を超える四十万九千円を超える四十万九千円以下の場合
年 度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(法第二十九条第一項に規定する収入の基準)

第九条 法第二十九条第一項に規定する収入の基準は、三十九万七千円とする。

2 入居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所

得金額は、百二十四万八千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

得金額は、百四十七万六千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

改 正 案

現 行

（公営住宅法に基づく政令の準用）

第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円」）

「一 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、十五万八千円）」

）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

三 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十六万八千円

二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、十五万八千円）

二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

と読み替える

二 法第二十三条第二号イに掲げる場合 十三万九千円
二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円
二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 二十一万四千円

）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、二 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十六万八千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、二十万円）

二十三条第二号ハに掲げる場合 二十万円

」

二十三条第二号ロに掲げる場合 二十六万八千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、二十万円）

」

）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、二 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十七万八千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、二十三万七千円）

二十三条第二号ロに掲げる場合 二十六万八千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、二十万円）

」

二十三条第二号ハに掲げる場合 二十七万八千円（当該災害とあるのは二年を経過した後は、二十三万七千円）

」

（家賃の決定等）

第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる

（家賃の決定等）

第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる

公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千円」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千円」とあるのは「十五万八千円」と、「二十四万五千円」とあるのは「十九万千円」とする。

2 (略)

公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十七万八千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十三万七千円」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千円」とあるのは「二十万円」と、「二十四万五千円」とあるのは「二十四万二千円」とする。

2 (略)